明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○裁判所職員定法の一部を改正する法律（一四）　三
○特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（一五）　四
〔政　令〕
○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一六七）　五
○デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（一六八）　五
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一六九）　五
○刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一七〇）　五
〔告　示〕
○重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の規定により、注視区域及び特別注視区域を指定する件（内閣府九一）　五
○令和五年総務省告示第三百三十七号の一部を改正する件（総務一四六）　一〇
○建築基準法の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を改正する件（国土交通三七二）　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　一四
国家試験
令和六年度国会議員政策担当秘書資格試験の施行について（国会議員政策担当秘書資格試験委員会）　一七
第九十三回作業環境測定士試験の実施（厚生労働省）　一九
第五十六回社会保険労務士試験の実施について（同）　一九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　二〇
特殊法人等
土地家屋調査士名簿登録等、日本弁護士連合会懲戒処分関係　三一
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

三　◇裁判所職員定法の一部を改正する法律（法律第一四号）（法務省）

1　裁判官以外の裁判所の職員の員数を三一人減少することとした。（第二条関係）

2　この法律は、令和六年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

三　◇特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（法律第一五号）（農林水産省）

1　法の有効期限の延長

特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期限を五年間延長し、令和一一年六月三〇日までとすることとした。（附則第二条関係）

2　題名

題名を「特定農産加工業経営改善等臨時措置法」とすることとした。（題名関係）

3　目的

この法律は、最近における農産加工品及びその原材料たる農産物の輸入に係る事情の著しい変化に対処して、特定農産加工業者の経営の改善及び原材料の調達の安定化を促進するための措置を講ずることにより、その新たな経済的環境への適応の円滑化を図り、もって農業及び農産加工業の健全な発展に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

4　特定農産加工業の定義の追加

特定農産加工業として、小麦、大豆その他の世界的規模の需給のひっ迫による価格の高騰その他のその輸入に係る事情の著しい変化がある農産物として農林水産省令で定めるもの（以下「指定農産物」という。）又はこれを使用して生産された農産加工品（以下「指定農産物等」と総称する。）を原材料として使用する農産加工業であって、当該輸入に係る事情の著しい変化により、当該事業を行う相当数の事業者の事業活動に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる業種として農林水産省令で定めるものを追加することとした。（第二条関係）

四